

意見募集案件	第2次子どもの権利に関する推進計画の策定について
担当課	保健福祉部子育て支援室児童家庭課 電話 011-372-3311 内 2216

意見募集期間	平成30年1月4日(木)から平成30年2月2日(金)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(子育て支援室児童家庭課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島1月1日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか <p>※近年、高度化・深刻化しているサイバー攻撃への対応力を高めるため、市役所への電子メールの取り扱いが変更となり、電子メールに添付してファイルをお送りいただくことができなくなりました。電子メールで提出される場合は、メール本文に直接記載いただくか、下記提出先までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) <p>保健福祉部子育て支援室児童家庭課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-398-4306 電子メールアドレス: jidou@city.kitahiroshima.lg.jp ※添付ファイルは削除されますので、意見は本文に直接入力してください。</p>
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成30年2月下旬頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>子どもの権利に関する推進計画は、子どもの権利条例第25条に基づき、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。現計画の計画期間が平成29年度までのため、平成30年度から開始する次期計画を策定するものです。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別添「第2次北広島市子どもの権利に関する推進計画(案)」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等</p> <p>北広島市子どもの権利条例</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>計画に基づき、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。</p>
対象となる政策等 の原案	別添「第2次北広島市子どもの権利に関する推進計画(案)」のとおり
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント後のスケジュール <p>平成30年3月計画策定予定</p>